

# 現代日本の貧困観に関する研究動向の検討

比較教育社会学コース 田中祐児

Research Review on Perceptions of Poverty in Contemporary Japan

Yuji TANAKA

The aim of this paper is to review trends of studies on perceptions of poverty in contemporary Japan. As a result, three research trends were identified: empirical researches dealing with perceptions of the definition or image of poverty, researches on cognitive mechanisms of poverty causes or solutions, and critical researches on the “self-responsibility” of poverty. At present, the study on perceptions of poverty is still in its infancy, and further researches are expected to be accumulated in this area. In my conclusion, I discussed the path of subsequent research.

## 目次

- 1 問題設定
- 2 定義およびイメージに関する貧困観を捉えた研究群
- 3 原因および解決策に関する貧困観を捉えた研究群
  - A 貧困の原因に関する貧困観
  - B 貧困の解決策に関する貧困観
  - C 小括
- 4 特定の貧困観の乗り越えを志向した研究群および、それらへの批判の整理
  - A 自己責任論の直接的な超克の試みと、それへの批判
  - B 「子どもの貧困」の戦略的な社会問題化を通じた自己責任論の超克の試みと、それへの批判
- 5 まとめと結論

### 1. 問題設定

本稿の目的は、現代日本の貧困観を扱った研究群を批判的に整理することにより、貧困観を含めた広義の貧困研究の発展にむけたロードマップを手に入れることである。

昨今の日本社会において、貧困に関心を集めるようになってきていることについては広く合意が得られるだろう<sup>1)</sup>。だがここではあえて、現代の日本における貧困への関心の動向の振り返りから始めることにする。そうした振り返り作業を通じて、貧困に向けられる関心を学術的に扱うことの意義を確認したい。

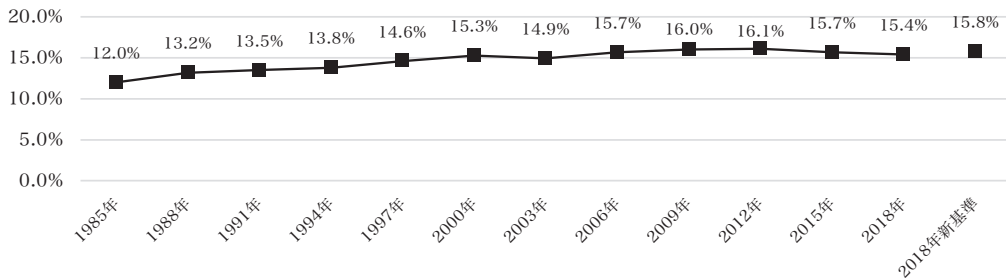
実態としての貧困が論じられる際、頻繁に参照され

るのが相対的貧困率である(図1)。図1によると相対的貧困率が微増傾向にあることから、貧困が徐々に深刻になっていることが読み取れるが、貧困への関心を検討するうえで重要なのは、この指標が示す実態の一端ではなく、指標を取り巻くストーリーである。

相対的貧困率は2009年にはじめて公表されたのち、2011年には1985年以降の値もさかのぼって公表された(阿部 2019)。このように、2009年以降の日本政府は比較的積極的に貧困率を公表しているものの、それ以前は貧困率をほとんど明らかにしてこなかった。日本政府によって公表された最後の貧困率は、1965年の厚生行政基礎調査における低消費水準世帯の推計であり、2009年に至るまでの約45年間に渡って日本の公的な貧困率はベールに包まれていたのである。これは当時の日本社会が「貧困への政策的、社会的関心を低下させていた」ことを端的に示している(松本 2019a: 22-23)。対して2009年以降において相対的貧困率が公表されているという事実は、かつてよりも貧困に対する関心が高まっていることの反映であると理解できるだろう。

これらの政治・行政以外の領域においても、貧困に対する関心の高まりを傍証する事例は複数のものが挙げられる。たとえばマスメディアによる報道では、ここ数十年の間、格差社会やワーキングプア、年越し派遣村やネットカフェ難民といった貧困に関わる事象が頻繁に取り上げられてきた。とりわけ2000年代後半には、『『貧困』はメディアが報道すべき重大テーマとしてメインストリームに躍り出』(水島 2018: 52)ており、貧困は耳目を集めるトピックへと昇華したのである。

図 1：相対的貧困率の推移



注 1：国民生活基礎調査（厚生労働省）の結果から引用した。

注 2：1994年の値は兵庫県が、2015年の値は熊本県が、それぞれ震災等の影響により除外されている。

注 3：2018年新基準とは、OECDの所得基準の新基準（可処分所得の算出に、企業年金や個人年金などを追加すること）に基づき計算されたものである。

貧困への関心をめぐるこのような状況は、貧困への注目が削がれていたり（松本編 2017）、貧困状態の判断がなされなかったり（岩田 2007a）していたかつての状況を想起すると、はるかに好転しているように思われる。そうした状況にあってなお検討されるべきなのは、貧困への関心の具体的な内実であろう。なぜ貧困への関心の具体的な内実を検討する必要があるのか。それは、貧困への関心の具体的な内実が貧困の解消や低減に影響を与えると考えられるからである。

現代においては防貧や救貧を目的とした社会保障政策が存在しているが、そうであるにもかかわらず貧困が存在している。それはとりもなおさず、貧困が「経済機構の問題であると同時に、社会政策のあり方の問題でも」あることを意味している（松本 2019a: 24）。社会保障政策の機能不全が貧困を生み出しているならば、社会保障政策の検討を通じた貧困問題へのアプローチが必要である。貧困に関わる社会政策を検討するうえで重要なのが貧困観（the perception of poverty）である。貧困観の定義には複数のものがある（青木 2005）が、本稿ではさしあたって「人びとが貧困現象および貧困当事者に向ける関心や意識」という意味で用いる。

貧困に関する社会政策を構想するうえで貧困観が重要であるのは、貧困観が社会保障の方向性に正当性を与えるとされているからである（Lepianka et al. 2009）。人びとが貧困そのものや貧困の救済に関心を払わない限り、国家が貧困者の救済に積極的に取り組むことはないだろう。また政策とは異なる領域においても、貧困の解決に向けた貧困観の役割は重要である。本稿で用いる定義にもあるように、貧困観はその

性質上、貧困当事者へのラベルを内包している。そのため当事者に付与されるラベルは時として、貧しい人の苦境を増大させるとともに、貧困からの脱出を妨げかねないものである（Gans 1995）。

さらに、貧困者の経験を捉えるうえでも貧困観の検討は重要な論点となりうる。貧困の車輪モデルを採用することで貧困概念の拡張を試みる Lister (2005=2011: 147) は、貧困は物質的な観点からのみでは理解されえず、「社会的関係、主には『貧困者』と『非貧困者』との関係として理解するの でなければならない」と述べている。加えて、貧困は往々にして非貧困者によって定義されるものであり、「その言説や態度や行動は、貧困がどのように経験されるかに深い影響を与える」（Lister 2005=2011: 147）。つまり、非貧困者が貧困をいかに認識するかという貧困観もまた貧困者の貧困経験に影響を与える以上、貧困観の検討は貧困のさらなる理解に寄与すると考えられるのである。

以上より貧困観は、貧困の解消のみならず、貧困の理解を目指すにあたって重要な役割を果たすものであり、その検討には一定の価値が認められるだろう。しかしながら貧困観研究は、実態としての貧困を捉えることを目指す研究に比べ、その蓄積が少ないことがかねてより指摘されてきた（青木 2005）。現在では一定の蓄積を備えているものの、それらの研究内容が似通ったものになっている印象は拭えない。そこで本稿ではこれまでの貧困観研究を渉猟し、批判的に検討することによって、後続研究が歩むべき道筋を示すことにしたい。なお、本稿では日本を事例にした研究群のみを扱う<sup>2)</sup>。

これまでの日本の貧困観研究は3つのパターンに分

類できる。1つ目は、人びとによる貧困の定義やイメージの記述に取り組んだ経験的研究である。2つ目には、貧困の原因や解決策に関する認識といった、貧困観のメカニズムの解明を試みた研究が該当する。そして最後に、特定の貧困観——自己責任論的貧困観——を問題視し、それに対する批判を行った研究と、一連の批判の瑕疵を指摘し、自己責任論批判のさらなる深化を目指した研究とが属するパターンを提示することができる。このように1つ目および2つ目のパターンは経験的な研究が属するのに対し、3つ目のパターンには批評的な研究が属している。なお、今回扱う経験的研究は、代表性の担保を目指したもののみに限る<sup>3)</sup>。

以下、2章から4章までにおいて、1つ目から3つ目までのそれぞれのパターンに対応する研究群の整理を行う。そして最後に5章では、整理結果をふまえ、今後の貧困観研究の展望を提示する。

## 2. 定義およびイメージに関する貧困観を捉えた研究群

本章では、貧困の定義やイメージに関する認識を扱った研究群の整理を行う。

本章の目的にとって極めて重要なのが青木紀による一連の仕事である。青木紀は日本国内の貧困観研究を立ち上げるとともにリードしてきた。現在のところ、タイトルに「貧困観」の語を含む学術書は青木(2010)と増山(2012)の2冊のみである<sup>4)</sup>。このうち増山(2012)は、キリスト教や儒教などの経典において表現されている貧困観を検討しているため、本稿とは関心を異にしている。このような学術書の出版状況からも、青木が日本の貧困観研究をリードしてきたことがわかる。

それでは青木の問題関心はどのようなものだったのか。「現代日本の『貧困観』に関する研究準備ノート」と題された論文において、青木は以下のように述べている。すなわち、「貧困という現実とそのことにどう対応するかという政策論議との、いわば間に位置する、あるいは両者を媒介するような領域にある、人びとが貧困現象や貧困層あるいは生活保護制度そのものをどのように受け止めているのか、といった現実。われわれの関心はここにある」(青木 2005: 69)。ただし、こうした研究関心を共有した先行研究はほとんど存在していなかった。「言説のあり方が公的扶助政策などにいかに影響を与えるかの研究もなく、あるいはそも

そも「日本人が貧困をどう捉えているか」といった研究さえもなかった」という研究蓄積の乏しさがあったという(青木 2008: 27)。このような乏しきは高度経済成長期における貧困の不可視化に由来したものであり(Aoki 2007)、また不可視化された状態においては、その乏しきは問題になりにくかった。しかしバブル経済が崩壊し、日本における貧困の存在がリアリティを増すにつれて、貧困観研究が行われるべき意義は増大していった。

こうした状況をふまえ青木は、貧困観研究の端緒として、日本語における日常用語としての「貧困」を「貧乏」と対比することから始めた。辞書および辞典を用いた検討を通じて、青木(2005: 71)は以下のようなギャップの存在を指摘する。少し長くなるが、引用する。

アカデミズムの世界における貧困概念の論争や政策決定の世界における貧困という言葉を使用した論議などと、それ以外のジャーナリズムや世間一般の日常世界の貧乏という言葉との間に横たわる、その多様な使い方をめぐるギャップの存在である。いいかえれば、そこではいわゆる貧困という言葉が文章用語、輸入用語(必ずしもそうとはいえないが、概念の変化に注目すればその要素は大きい)、学術用語、政策用語といった性格を帯びているのに対して、「貧乏」「びんぼう」が日常世界における話し言葉としての歴史性を持ち、その存在感は大きく、埋めがたい距離が横たわっている、ということである。

「貧困」にはややフォーマルな印象が付与されている一方で、「貧乏」はどちらかというとかジュアルな印象が付与されているという。

それでは、フォーマルな語としての「貧困」を、人びとはどのように捉えているのであろうか。これに対して青木は、2004年から2006年までにかけて北海道の大学生、専門学校生、民生委員、労働組合員らをサンプリングした調査を実施することによって応答した(青木 2006; 2007a)。当該調査において「貧困」という言葉から思い浮かべるイメージを尋ねた結果、「日本人にとっての貧困のイメージは、貧困に陥った途上国や戦後の日本の壊滅に代表されるものである」(Aoki 2007: 8)<sup>5)</sup>ことが判明したことから、絶対的貧困の概念が過度に意識される一方で、相対的貧困の概念がほとんど根付いていないことを指摘している。

こうした傾向は、それ以降の調査においても支持さ

れている。たとえば矢野 (2014) は、青木 (2006; 2007a) と同様の質問項目を用いたうえで、2013年に神戸市内の私立大学生に調査を実施したところ、類似した結果が得られたとしている。同じく青木 (2006; 2007) と同様の質問項目を用いて、2018年に北海道の大学生を対象にした調査を行った由水 (2020) もまた、途上国や戦災国の生活のほか、敗戦直後の日本の生活が、貧困のイメージとして理解されていることを指摘している。さらに由水 (2020: 89) では、相対的貧困概念の知名度を尋ねており、それによると『ことばを知っており、意味もおおよそ理解している』(25.9%) と『ことばは知っているが、意味は理解していない』(26.8%) がそれぞれ四分の一程度であり、『ことばも意味も知らない』(39.8%) が4割近くという結果だった」という。由水 (2020) が用いている調査の対象は福祉に関する授業を受講している学生であるため、貧困概念についての知識は高い水準にあると予想される。そうであるにもかかわらず相対的貧困の名称を知っている人びとの割合が50%程度であるというのは、現在においてもなお、相対的貧困概念が根付いていないということを示唆しているといえるだろう。

相対的貧困や相対的貧困率にはいくつかの限界が指摘されているものの (阿部 2012; 金子 2017)、現代の日本における貧困を再発見するという点では意義のある概念である。そうした概念が根付かず、絶対的貧困のみが貧困として理解されている現状は、現代日本における貧困が不可視化されているとも換言できるだろう。このような貧困の不可視化は、「本当の貧困探し」(松本 2019b) の動きと軌を一にしているように思われる。「本当の貧困探し」の動きに含意されているものは、「いまの日本の貧困 (例えば学者が騒いでいるやつ) は大した問題ではなくて、『もっと深刻な貧困 (例えば飢餓に近いイメージ)』が『本当の貧困』だという感覚である」(松本 2019b: 339) という。絶対的貧困のみが〈本当の貧困〉であり、相対的貧困は〈偽物の貧困〉であるとするような主張は、「貧困問題を小さくみせ、社会的なからくりを目をつぶらせ、問題を他人ごとにする装置かも知れない。貧困問題を深めているようで、実は貧困から目をそらさせる。これで誰が得をするというのだろうか」(松本 2019b: 341)。

相対的貧困の概念が浸透していない、すなわち貧困が不可視化された状況では、生活保護制度は十分な共感を得られず、「年金や最低賃金水準もわずかな格差。あるいは医療保険制度と生活保護制度 (医療費の無

料) の比較によって、簡単に高い方は低い方に合わせられる」(青木 2007b: 206-207) と考えられるからである。だからといってその喧伝に努めているだけでは、「学者が騒いでいるやつ」という認識から脱却することはできない。適切な啓発の手法が考案されるべきであろう。

本章では、日本における貧困の定義やそのイメージという、記述的なレベルでの貧困観の整理を行ってきた。そこでは現代日本での貧困が不可視化されているという事実が示唆されていた。このような研究結果が蓄積されている一方、後続の研究群は、現代における貧困の存在を前提としたうえで、その原因や解決策に関する認識を捉える研究群へと移行していった。次章では、それらの研究群の検討を行いたい。

### 3. 原因および解決策に関する貧困観を捉えた研究群

貧困の定義や概念、およびその適切な測定方法にはいくつかの議論があるものの、貧困という状況があってはならないものであるということそれ自体は言うまでもない (布川 2007; 岩田 2007b; 西村 2016)。そのため貧困においては、どのような解決策が講ぜられるべきか、という議論もまた行われることになる。ただし、解決策の決定においては、貧困の原因に関する理解の違いが大きな影響を及ぼす (Seccombe 2007)。たとえば、貧困の原因を個人的な要因に求める立場からすると、行政等による支援を通じた解決は肯定しにくいだろう。

このような原因と解決策との関係について、西村 (2013: 141) は4つの立場に関する理念型を提示している (表1にて引用)。それぞれについて見てみよう。①の立場では、貧困は個人的要因によって生じるとされており、それゆえに公的救済は大幅に制限されることになる。そこでは、「対貧困政策の実施にともなうスティグマの発生は健全な事態」(西村 2013: 142) である。②の立場は貧困の原因を個人に求めるという点では①と同様であるが、「貧困が一般社会に対してもたらす否定的な影響を回避あるいは最小化することに役立つ限りにおいて、社会的な取り組みの必要性を認める」(西村 2013: 142) という違いがある。③の立場では、社会的要因によって貧困が生じるとしつつも、そのアプローチは個人に向けられている。そこでは「教育の重視」や「職業訓練等の充実」が図られることから、社会保障の「(教育) 化」(仁平 2015) が志向されると言えるだろう。最後に④の立場は、「極めて

不平等に分配されている様々な機会や資源をラディカルに再配分することによって貧困の解決」(西村 2013: 143) を目指すものであり、「左派リベラルの基本的な発想」(西村 2013: 143) になっている。

西村 (2013) 自身が述べているように、表1はあくまでも理念型であるため、今後の社会保障政策が4類型のうちのいずれかを択一するとは限らない。とはいえ、将来の社会保障政策を占ううえで、貧困の原因お

よび解決に関する人びとの認識を捕捉することが重要であることは揺るがない。こうした点は、先に引用した Lepianka et al. (2009) の指摘とも重なるだろう。これらをふまえ本章では、貧困の原因やその解決策に関する人びとの認識を取り扱った先行研究群の整理を行うことを目指す。

### A. 貧困の原因に関する貧困観

本節では、貧困の原因に関する貧困観を主題にした先行研究群の整理を行う。代表性のあるサンプルを用いたもののうち、原因に焦点を当てたものとしては、井田 (2000)、武川編 (2006)、西田 (2008; 2009)、青木 (2010)、川野 (2012)、小田川 (2018)、川端 (2019)、橋本 (2020) が挙げられる。

貧困に陥る原因は多様であるし、たいていの場合、貧困は「本人と社会との複雑で厚みのある絡み合いの中で生じている」(仁平 2009: 233)。それゆえ貧困の原因に関する認知を尋ねるにあたって、個人的な原因や構造的な原因、あるいは運命論的な原因といった単純な区分から選択させる形式には限界がある (Lepianka et al. 2009)。先行研究群のなかには、そうした限界を意識し、より細分化した原因を提示しているものもある (たとえば小田川 2018) が、本稿では煩雑さを避けるとともに、表1に倣うため、個人的な原因と構造的な原因とに単純化して整理する。

このような単純な二分法のもと、先程挙げた9つの研究を整理したものが表2である。表2からは、現代日本においては個人的な原因認識と構造的な原因認識のうちのどちらが優勢ということはなく、むしろ両極の間で揺れ動いていることが示唆される。

先行研究では個人的な原因認識と構造的な原因認識との対立のみが言及されている (金子 2017) が、実際の対立関係は動的であることがうかがえる。とはいえ、これら9件の研究群はサンプリング方法も異なるし、ワーディングの違いもあるため、動的な変化は必ずしも裏付けられない。サンプリングやワーディングの差異を統制したうえで、通時的な分析が必要になるだろう。そうした作業は単に、貧困観のダイナミクスを実証するだけではない。貧困の原因認識に関するこれまでの趨勢を示すという点で、現時点における貧困観をより詳細に説明するうえ、今後の貧困観の展開を占うことも可能にさせるのである。後者については未来予測的な側面が強くなるため、その扱いには細心の注意を要するが、将来の社会保障を構想するという点では有意義な役割を果たすことが期待させるだ

表1：対貧困政策をめぐる立場

<p>「積極的」対貧困政策 ←</p> <p>社会</p> <p>貧困は主に社会的要因によって生じる</p>	<p>「消極的」対貧困政策 ←</p> <p>個人</p> <p>貧困は主に個人的要因によって生じる</p>	<p>原因論</p> <p>解決策</p>
<p>③自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者への支援 ↓ 貧困の脱却</li> <li>・教育の重視</li> <li>・求職活動の支援</li> <li>・職業訓練等の充実</li> <li>・ソーシャルワークの活用</li> </ul> <p>「望ましい対貧困政策のあり方」</p>	<p>①自業自得</p> <p>個人の「責任」や「努力」を重視</p> <p>「望ましい対貧困政策のあり方」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救済対象の厳密な絞り込み</li> <li>・寛容な対貧困政策の廃止・縮小</li> </ul>	<p>個人に働きかけるアプローチ</p> <p>個人</p>
<p>④再分配</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著しい不平等の緩和 ↓ 大規模な再配分</li> <li>・雇用機会の提供・保障</li> <li>・効果的な防貧体制(手当の充実等)</li> <li>・公共サービスの拡充</li> <li>・生活困窮者救済制度の充実</li> </ul> <p>「望ましい対貧困政策のあり方」</p>	<p>②社会防衛</p> <p>貧困が社会に及ぼす負の影響を緩和</p> <p>「望ましい対貧困政策のあり方」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生の充実</li> <li>・「治安」対策の強化</li> <li>・道徳的「矯正」</li> <li>・貧しい人々の空間的「隔離」</li> </ul>	<p>社会のしくみに働きかけるアプローチ</p> <p>社会</p>

注1：西村 (2013: 141) の表1より引用。

表 2：貧困の原因に関する先行研究の知見の整理

著者（出版年）	原因認識のまとめ
井田（2000）	拮抗。
武川編（2006）	拮抗。
西田（2008） 西田（2009）	個人的な要因の否定が優勢であるが、フリーターなどへの苛烈な評価が目立つ。
青木（2010）	社会的な要因の肯定が優勢。
川野（2012）	社会的な要因の肯定が優勢。
小田川（2018）	個人的な要因の肯定が優勢。
川端（2019）	個人的な要因の肯定が優勢。
橋本（2020）	個人的な要因の否定が優勢。

注 1：西田（2008）と西田（2009）は同様のデータを用いているため、まとめて記述している。

注 2：いずれが優勢であるかの判断においては、各文献に掲載されている記述統計量を参考にした。

ろう。

## B. 貧困の解決策に関する貧困観

次に本節では、前節と同様に表 1 の枠組みに則ったうえで、貧困の解決策に関する貧困観を扱った先行研究群を整理する。貧困の解決に関する先行研究群の多くは、日本における最も代表的な貧困対策である生活保護に注目し、それに対する人びとの意識を俎上に載せてきた。ここで留意するべきなのは、生活保護制度に関する賛否と貧困は正政策一般に関する賛否は、必ずしも一致するとは限らないということである<sup>6)</sup>。そのため本節で扱う研究群には表 1 の枠組みには収まらない研究成果もあることには留意されたい。

まず扱うのが、表 1 の枠組みに適合的な記述を行っている研究成果である。そうした研究成果からは、二分法における解決策に関する貧困観を確認することができる。最も適合的なのが小田川（2018）である。それによれば、サンプルの 45.6% が個人の努力を重視したり、公的支援を否定したりする再分配反対論者に該当するという。また山田（2015）は生活保護制度をめぐる論点に関する認識を扱っている。本稿の関心にとって最も重要な生活保護制度改革に関する認識では、生活保護費の削減や扶養義務の強化を支持する人びとの割合が多かった。これら 2 つの研究からは、現代日本における貧困対策に関する人びとの認識が、表 1 の枠組みにおける「個人的アプローチ」に偏っているか、「社会的アプローチ」と拮抗していることが読み取れる。

このほかの先行研究群においては、人びとが抱く社会保障政策への賛否のメカニズムを明らかにすること

が目指されており、賛否それ自体がどのような布置になっているのか——表 1 に従うならば、「個人に働きかけるアプローチ」と「社会の仕組みに働きかけるアプローチ」のどちらが優勢なのか——に関心が払われることはほとんどなかった。このためそれらの研究群は、本稿の関心の埒外に置かれるのだが、簡単に整理しておく。当該研究群は概ね 3 群に分けられる。すなわち、生活保護制度を含む貧困に関する社会保障政策についての賛否の規定要因を検討したもの（大高・唐沢 2010; 橋本ほか 2012; 山田・斎藤 2016; 伊藤・永吉 2020）、社会保障政策への賛否とメディアの関連を検討したもの（中村 2016; 阿部 2018; 中越・稲増 2019）、生活保護の受給に対するスティグマの効果を検討したもの（Takahashi 2017）の 3 群である。

## C. 小括

本章ではここまで、原因認識と解決策認識の 2 つにおける貧困観の先行研究サーベイを行ってきた。その結果、原因にせよ解決策にせよ、人びとの認識が社会または個人のどちらかに偏っているわけではなく、両者の間で揺れ動いていることが示唆された。一方、近年の社会政策は〈教育〉を重視したアクティベーションの転回を経てきたとされている（仁平 2019）。こうした動きは表 1 における③の立場に符合するものであろう。

貧困観の揺蕩と社会保障政策の一貫したアクティベーションの転回路線という関係からは、後続研究の方向性における 2 つの示唆が得られる。上に引用したように、人びとの貧困観は社会保障政策に一定の影響を与える（Lepianka et al. 2009）。貧困観がどれほどの説明力を有しているのかは措くとしても、揺れ動く貧困観と一貫した社会保障政策との間に若干の乖離があることは言えるだろう。素直な見方では、揺れ動く貧困観のもとでは揺れ動く社会保障政策が導かれると考えられるからである。

1 つ目の示唆は、貧困観の変遷の検討を行うという研究を構想させるものである。そうした構想の背景には、実は貧困観は揺れ動いていないという仮説がある。本章 A 節で触れたように、従来の先行研究は異なったサンプルやワーディングを用いていたため、本稿においても統一した視点で貧困観の変遷を振り返ることはできていない。そのため、揺れ動いてきたように思えたものの、実際は一貫した方向性に変化してきた可能性は否定できない。この可能性が支持されたならば、それは社会保障政策の一貫性とも符合すること

になる。

2つ目の示唆は、貧困観の揺蕩と社会保障政策の一貫性との乖離を一旦引き受けただけで、その乖離が生じた経緯を明らかにするという研究を構想させるものである。そうした研究成果からは、上述の Lepianka et al. (2009) の主張の補強が期待される。

1つ目の示唆をふまえる場合はもちろんのこと、2つ目の示唆をふまえる場合においても、これまでの貧困観の変遷を統一的な観点から捉える作業は共通して求められる。そうした作業は、「人びとが貧困状態をいかに認識し、その認識がいかなる社会保障政策路線に帰結したのか」という、貧困観研究と貧困研究の両方における中心的な問いへの応答にも貢献するものである。こうした作業に取り組む研究を構想しうる、というのが本章の結論である。

#### 4. 特定の貧困観の乗り越えを志向した研究群および、それらへの批判の整理

貧困観研究における第3のパターンを扱う本章では、特定の貧困観の乗り越えを志向した研究群と、それらの研究群への批判の整理を行う。ここで扱う特定の貧困観とは、先程の表1における①に該当するものである。つまり、貧困が生じる原因を個人に求めるとともに、その対処として個人にアプローチすることを志向するような貧困観である。他方で③の貧困観もまた、しばしば批判を集める。そこでなされる批判は、職業訓練等のワークフェアは結局のところ就業可能性を高めるだけであるために確実な社会権保障たりえないというもの（仁平 2015; 山口 2020）や、その結果得られる職業は劣悪なものであることが多く、安定した生活を獲得することができないというもの（桜井 2017）などである。このように③は明白に問題含みであるが、「積極的」対貧困政策（表1）であるという点において、①よりは評価に値すると考えられるだろう<sup>7)</sup>。そのため多くの先行研究が中心に取り上げてきたのは、「消極的」対貧困政策のもと、個人の責任を強調して社会保障を切り捨てようとする態度——すなわち①——であった。

貧困に限らず、個人の責任や自己責任を強調するような態度はしばしば議論の俎上に載せられてきた。多くの先行研究は概念としての自己責任に注目し、その検討に取り組んできた（種村 2007; Mounk 2017=2019; 青山 2020; 木下 2020; 小坂井 2020）。他方で本章が主眼に置くのは、貧困の自己責任論への超克の試み——と

その試みへの批判——である。本章はそれらの試みを2つに分類したうえで、それぞれを整理する。まずA節では、直接的な自己責任批判を行ったものを概観する。次にB節では、より戦略的な手法のもとで自己責任の批判を試みた事例として「子どもの貧困」の社会問題化を取り上げる。

#### A. 自己責任論の直接的な超克の試みと、それへの批判

自己責任論の乗り越えにおける最も一般的な方略は、貧困に陥るだけの構造的な原因を主張することにより、その誤謬を指摘するというものである。たとえば門倉（2008）は『ワーキングプアは自己責任か』というタイトルの書籍を、湯浅（2008）は「貧困は自己責任なのか」というタイトルの論考をそれぞれ著しており、反語表現を用いることで貧困の非自己責任性を主張している。たしかに貧困が出身階層などの社会構造の影響を強く受けていることは繰り返し指摘されている（平沢ほか 2013）し、その主張は妥当だと考えられる。またキルティ（2007）では、貧困者は努力という個人責任を放棄したがゆえに貧困に陥っているのだという主張に対し、税制面で優遇されている高所得者のほうが各人の責任を負っていないという反論がなされている。

自己責任論の誤りを積極的に主張するものがある一方、自己責任論を維持することの不利益を主張する批判も見られる。たとえば和田（2016）は、自己責任の論理で利益を得るのは既得権益層のみであり、その論理に同調することによって溜飲を下げたとしても最終的には自らも自己責任論の波に飲まれてしまうとして、自己責任論者への説得を試みている。

このように貧困の自己責任論に対する超克の試みはいくつかのものがあるが、貧困の自己責任論を退けるにはいまだ成功していない。その理由について石川（2016: 15）は、貧困の自己責任において抱かれている「ずるいという感情」を刷新させるだけの有効な価値を提供できていないからであると述べている。

自己責任の論理に対して有効な反駁ができていないとする石川の批判は妥当なものであり、より詳細な実証研究が待たれるところである。ただしその実証分析においては、資料上の留意点が必要であろう。1990年代の歴史修正主義言説を分析した倉橋（2018）は、歴史修正主義者が主張を展開するにあたり学術書などからは距離を取り、雑誌などを舞台として選択していたことを指摘している。この指摘からは、異なるメディ

ア間ではお互いの主張は届かず、交わりにくいことが示唆される。石川が反・自己責任論の試みとして取り上げたのは学術書や学術論文における主張であるが、学術分野において貧困の自己責任論が声高に叫ばれることはほとんどない。そのため、有効な反駁がなされていないことの原因として、反・自己責任論と自己責任論との間におけるメディアの差異によるお互いの主張の交錯を求めることができてしまう。

実証に取り組むうえで重要なのは、自己責任論とそれを批判する主張との両者が実際に交錯する舞台を確保したうえで、両者の主張やその相互作用を分析することであろう。このような作業は石川の指摘をより正確に実証するとともに、一連の自己責任批判の試みに対する評価を可能にするだろう。

## B. 「子どもの貧困」の社会問題化を通じた自己責任論の超克の試みと、それへの批判

ワーキングプアや格差の社会問題化と時を同じくして、子どもの貧困もまた大きな注目を集めた。なぜ子どもにのみ特化した貧困の形態が問題とされたのだろうか。子どもの貧困の社会問題化における学術的な貢献を果たした阿部（2008: 247）は、「貧困対策を提唱する際に常に生じる『自己責任論』との緊張が、子どもの貧困に特化すれば、それほど強く生じない」がゆえに、あえて戦略的に子どもの貧困を取り上げたのだという。同様に「～の貧困」（岩田 2015）として表象されることの多い、高齢者や女性に対しては通じうる「貧困の自己責任論が、子どもに対してはまったく通用しない」（武川 2017; 63）という特権性が子どもの貧困には存在しているのである。

阿部らの戦略は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定に奏功したという点で一定の評価ができるだろうが、これらの成果を手放しで喜ぶことを戒める指摘も寄せられている（松本 2013; 西村 2016; 成澤 2018; 桜井 2019）。本稿の関心にとって最も重大なのは、子どもの貧困は自己責任ではないという言葉が標榜されることにより、大人の貧困は自己責任であるという認識が意図せざる結果として召喚されかねないという堅田（2019）の批判である。こうした堅田の指摘はたしかにありうるものだろう。ただしあくまでも堅田の指摘は仮説的なものであり、データに基づいた実証は未だ行われていない。

法制化を達成したという点においては、阿部らの戦略は有効なものであったと思われるが、そうした戦略のために、新たな分断——自己責任を問われない子ど

もと自己責任を問われる大人——が生み出されたのかどうかという検証は必要であろう。そのような検証作業の結果、堅田の批判が実証的に裏付けられたならば、その成果は貧困当事者としての子どもの表象による自己責任論の安易な回避を戒めるための論拠となる。さらにその成果は、大人および子どもの貧困それぞれに特有な語りの構造を明らかにするという点で、自己責任論の新たな乗り越え方策の提唱にも寄与するものであろう。

## 5. まとめと結論

本稿ではここまで、現代日本における貧困観を取り扱った先行研究群の知見について、定義およびイメージに関するもの（2章）、原因および解決策に関するもの（3章）、自己責任論への乗り越えを志向したものの（4章）の3つに分類したうえで整理してきた。すでに触れたように、貧困観研究はその重要性にもかかわらず、十分には研究されてこなかったという歴史がある。近年では貧困の社会問題化の影響もあってか、かつてに比べると多くの研究成果が出てきているものの、研究分野としては緒に就いたばかりであり、今後の発展が望まれる研究領域であると言えるだろう。

最後に本稿の結論として、今後の貧困観研究の展望を述べることにしたい。2章からは、相対的貧困概念の浸透を目指した研究の方向性が示唆された。日本における絶対的貧困のイメージは根深く、相対的貧困への置換に向けた道のりは険しいと考えられるが、概念や言葉に関する人びとの認識を扱う以上、それに関するテキストの分析が最初に求められるだろう。

次に3章の結果からは、人びとの貧困観の変遷を明らかにすることが求められたと言えるだろう。貧困の原因や解決策において、人びとはいかなる認識をしてきて、それがどのような政策的帰結につながったのか。この問いは貧困観研究における中心に位置づくものの、未だ明らかにされていない。この問いに応答する研究が求められるだろう。

最後に4章からは、いわゆる自己責任論に関する諸論争の帰結についての研究の方向性が示された。詳しくは4章においてすでに記されているため割愛するが、問題とされた自己責任がいかなる主張を行っているのか、それに対してどのような批判がなされたのか、そしてそれらの論争を経て、貧困の語られ方はいかに変容したのかに関する解明が求められるだろう。



## 注

- 1) 「この豊かな日本において貧困などというものは存在しない」という語りもありうるが、こうした語りが存在したり、それを理解したりすることが可能であるということそれ自体が、現代日本における貧困への関心の高まりの証左であるといえるだろう。
- 2) 貧困観はそれぞれの国の文脈に強く影響されて形成されるため、複数の国を横並びで論じることは困難である。たとえば Varyzgina & Kay (2014) は、従来の貧困観研究の多くが西欧や北米などを事例にしているものの、そこで得られた知見は、共産主義体制の崩壊を経た旧ソ連などの国々とは異なる可能性を指摘している。海外の事例を含めた貧困観の検討は今後の課題としたい。
- 3) 障害者など、特定のマイノリティの貧困観を捉えたものもある(藤原 2008など)が、本稿では取り扱わないことにする。
- 4) 国立国会図書館オンライン (<https://ndlonline.ndl.go.jp>) において、タイトルに「貧困観」の語句を含む「図書」を検索したところ、11件がヒットした(2020年8月31日時点)。そのうち、科研費の報告書や文献における特定の章のタイトルとして「貧困観」を用いているものが9件であった。本文に挙げた青木(2010)および増山(2012)が残された2件である。
- 5) 訳文は筆者による。原文は以下の通り。“For the Japanese, images of poverty are represented by impoverished developing countries and the decimation of post-war Japan.”
- 6) 貧困は正政策一般には賛同するが、選別主義的な性格のために生活保護制度には反対する、という事例は容易に想像できる(Laenen 2018)。
- 7) 「③は劣悪であるうえに『積極的』に当事者に介入するという点で、介入を行わない①よりも問題視するべきだ」という批判もあるだろう。本稿はそれを首肯する立場であるため、③に関する詳細な検討は今後の課題としたい。

## 参考文献

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困：日本の不公平を考える』岩波書店。
- , 2012, 「『豊かさ』と『貧しさ』：相対的貧困と子ども」『発達心理学研究』23(4)：362-374。
- , 2018, 「メディアと生活保護に関する意識：ソーシャルメディアに焦点をあてて」『大原社会問題研究所雑誌』719・720：3-18。
- , 2019, 「指標から見る子どもの貧困」松本伊智朗編集代表『生まれ、育つ基盤：子どもの貧困と家族・社会』明石書店, 257-281。
- 青木紀, 2005, 「現代日本の「貧困観」に関する研究準備ノート」『教育福祉研究』11：67-96。
- , 2006, 「現代日本の「貧困観」に関するアンケート結果中間報告」『教育福祉研究』12：71-122。
- , 2007a, 「現代日本の「貧困観」に関するアンケート結果報告(2)」『教育福祉研究』13：49-73。
- , 2007b, 「社会意識：現代日本の貧困観——相対的貧困観の対置」青木紀・杉村宏編『現代の貧困と不平等：日本・アメリカの現実と反貧困戦略』明石書店, 194-209。
- , 2008, 「現代日本の「貧困観」を対話の素材に」『教育福祉研究』14：27-41。
- , 2010, 『現代日本の貧困観：「見えない貧困」を可視化する』明石書店。
- Aoki, O., 2007, “Perceptions of Poverty in Japan: Constructing an Image of Relative Poverty Contrasted Against an Image of Extreme Poverty”, *Journal of Poverty*, 11(3): 5-14.
- 青山俊之, 2020, 「自己責任ディスコースのメタ語用論的範疇化によるタイプ分析」『国際日本研究』12：121-136。
- 藤原里佐, 2008, 「障害者の「貧困観」」『教育福祉研究』14：43-53。
- 布川日佐史, 2007, 「生活保護制度と社会的排除」『家族社会学研究』18(2)：37-46。
- Gans, H. J., 1995, *The War Against Poor: The Underclass and Antipoverty Policy*, New York: Basic Books.
- 橋本健二, 2020, 「アンダークラスと自己責任論」『科学的社会主義』262：16-24。
- 橋本剛明・白岩祐子・唐沢かおり, 2012, 「経済格差の是正政策に対する人々の賛意：機会の平等性と社会階層の認知が責任帰属に与える影響の検討」『社会心理学研究』28(1)：13-23。
- 平沢和司・古田和久・藤原翔, 2013, 「社会階層と教育研究の動向と課題：高学歴化社会における格差の構造」『教育社会学研究』93：151-191。
- 井田正道, 2000, 「日本人の政治・社会観に関する一考察：「自己責任」と「福祉国家」について」『政経論叢』69 (2-3)：215-235。
- 石川時子, 2016, 「社会福祉における自己責任と反・自己責任言説の諸相」『人文科学研究所報』40：3-20。
- 伊藤理史・永吉希久子, 2020, 「生活保護厳格化への支持の規定要因分析：不正受給認識に着目したマルチレベル構造方程式モデリング」『福祉社会学研究』17：203-222。
- 岩田正美, 2007a, 「「貧困を貧困として語ること」からの再出発：現代日本の反貧困政策の戦略」青木紀・杉村宏編『現代の貧困と不平等：日本・アメリカの現実と反貧困戦略』明石書店, 274-295。
- , 2007b, 『現代の貧困：ワーキングプア/ホームレス/生活保護』筑摩書房。
- , 2015, 「貧困とその形態をめぐって：貧困の分布とダイナミズム」『社会福祉』56：79-86。
- 門倉貴史, 2008, 『ワーキングプアは自己責任か：アンフェアな社会にはもう騙されない』大和書房。
- 金子充, 2017, 『入門 貧困論』明石書店。
- 堅田香緒里, 2019, 「「子どもの貧困」再考：「教育」を中心とする「子どもの貧困対策」のゆくえ」松本伊智朗編集代表『教える・学ぶ：教育に何ができるか』明石書店, 35-57。
- 川端健嗣, 2019, 「自己責任と努力の不均衡の規定構造」『成蹊人文研究』27：81-96。
- 川野英二, 2012, 「大阪市民の貧困観と近接効果：貧困層は対立しているのか?」『貧困研究』9：16-29。
- キルティ・キース, 2007, 「「どん欲さは善」か：金持ち、貧困者、個人責任」青木紀・杉村宏編『現代の貧困と不平等：日本・アメリカの現実と反貧困戦略』明石書店, 22-44。
- 木下大生, 2020, 「社会福祉における「自己責任」をどう見るか：障害者福祉の変遷が示唆するもの」『社会福祉研究』137：38-45。
- 倉橋耕平, 2018, 『歴史修正主義とサブカルチャー：90年代保守言説のメディア文化』青弓社。

- 小坂井敏晶, 2020, 『増補 責任という虚構』 筑摩書房。
- Laeenen, T., 2018, "Do institutions matter? The interplay between income benefit design, popular perceptions, and the social legitimacy of targeted welfare", *Journal of European Social Policy*, 28(1): 4-17.
- Lepianka, D., Oorschot, V., W. & Gelissen, J., 2009, "Popular Explanations of Poverty", *Journal of Social Policy*, 38(3): 421-438.
- Lister, R., 2005, *Poverty*, Cambridge: Polity Press. (松本伊智朗監訳, 2011, 『貧困とはなにか: 概念・言説・ポリティクス』 明石書店。)
- 増山道康, 2012, 『社会保障の源流を探る: 教典に描かれた貧困観と貧困への対応』 大学教育出版。
- 松本伊智朗, 2013, 「教育は子どもの貧困対策の切り札か?: 特集の趣旨と論点」『貧困研究』11: 4-9.
- , 2019a, 「なぜ, どのように, 子どもの貧困を問題にするのか」松本伊智朗編集代表『生まれ, 育つ基盤: 子どもの貧困と家族・社会』明石書店, 19-62.
- , 2019b, 「[本当の貧困探し]のわな: あとがきにかえて」松本伊智朗編集代表『生まれ, 育つ基盤: 子どもの貧困と家族・社会』明石書店, 339-342.
- 松本伊智朗編, 2017, 『「子どもの貧困」を問い直す: 家族・ジェンダーの視点から』明石書店。
- 水島宏明, 2018, 「報道者が考える“貧困ジャーナリズム”の21世紀の課題」『大原社会問題研究所』719・720: 51-70.
- Mounk, Y., 2017, *The Age of Responsibility: Luck, Choice, and the Welfare State*, Cambridge: Harvard University Press. (那須耕介・栗村亜寿香訳, 2019, 『自己責任の時代: その先に構想する, 支え合う福祉国家』みすず書房。)
- 中越みずき・稲増一憲, 2019, 「メディアフレームと情報の立場性が生活保護の責任帰属に及ぼす影響: 「責任がある」のは政府か受給者か」『社会心理学研究』35(2): 72-84.
- 中村亮太, 2016, 「「生活保護バッシング」のレトリック: 貧困報道にみる〈家族主義を纏った排除〉現象」『Core Ethics』12: 261-274.
- 成澤雅寛, 2018, 「学習と居場所のディレンマ: 非営利学習支援団体からみえる子どもの貧困対策の限界」『教育社会学研究』103: 5-24.
- 仁平典宏, 2009, 「世代論を編み直すために: 社会・承認・自由」『若者と貧困: いま, ここからの希望を』明石書店, 203-246.
- , 2015, 「〈教育〉化する社会保障と社会的排除: ワークフェア・人的資本・統治性」『教育社会学研究』96: 175-196.
- , 2019, 「教育社会学: アクティベーションの転回とその外部」下司晶・丸山英樹・青木栄一・濱中淳子・仁平典宏・石井英真・岩下誠編, 『教育研究の新篇章』世織書房, 285-313.
- 西田芳正, 2008, 「排除型社会のイデオロギーとしての「フリーター・ニート」イメージ」『理論と動態』1: 39-54.
- , 2009, 「自己責任論とアンダークラス論を乗り越えるために: 若者と貧困に関する実証研究の課題」『貧困研究』2: 72-79.
- 西村貴直, 2013, 『貧困をどのように捉えるか: H.ガングの貧困論』春風社。
- , 2016, 「「子どもの貧困」問題の再検討」『関東学院大学人文学会紀要』135: 99-120.
- 小田川華子, 2018, 「再分配反対論者はどのような人々か?: 日本における貧困観」『大原社会問題研究所雑誌』719・720: 19-36.
- 大高瑞都・唐沢かおり, 2010, 「所得による生活保障の責任帰属バリエーションと社会保障政策に対する態度の違い」『実験社会心理学研究』50(1): 49-59.
- 桜井啓太, 2017, 『〈自立支援〉の社会保障を問う: 生活保護・最低賃金・ワーキングプア』法律文化社。
- , 2019, 「生活保護世帯の子どもへの教育支援: 教育Learn + 福祉welfare = ラーンフェアLearnfare」松本伊智朗編集代表『教える・学ぶ: 教育に何ができるか』明石書店, 59-84.
- Seccombe, K., 2007, *Families in Poverty*, New York: Pearson Education.
- Takahashi, M., 2017, "Spatial Probit Analysis on Welfare Stigma: Evidence from Japan", *PDRC Discussion Paper Series*, (Retrieved August 29, 2020, <https://www.pdrc.keio.ac.jp/publications/dp/1231/>).
- 武川正吾, 2017, 「いまなぜ, 子どもの貧困か」『世界』891: 56-65.
- 武川正吾編, 2006, 『福祉社会の価値意識: 社会政策と社会意識の計量分析』東京大学出版会。
- 種村剛, 2007, 「「機会の平等」と「自己責任」」『紀要社会学・社会情報学』17: 135-148.
- Varyzgina, A. & Kay, R., 2014, "Perceptions of Poverty in Small-town Russia", *Debate: Journal of Contemporary Central and Eastern Europe*, 22(3): 269-287.
- 和田秀樹, 2016, 『この国の冷たさの正体: 一億総「自己責任」時代を生き抜く』朝日新聞出版。
- 山田壮志郎, 2015, 「生活保護制度に関する市民意識調査」『日本福祉大学社会福祉論集』132: 53-67.
- 山田荘志郎・斎藤雅茂, 2016, 「生活保護制度に関する厳格化志向の関連要因: インターネットによる市民意識調査」『貧困研究』16: 101-115.
- 山口毅, 2020, 「生存保障への教育社会的アプローチの失敗: 逸脱の政治パースペクティブによる規範的考察」『教育社会学研究』106: 99-120.
- 矢野田郁, 2014, 「「貧困観」から考える現代日本社会の貧困問題: 貧困の連鎖を断ち切る教育の機会均等」『ヒューマン・サイエンス』17: 1-11.
- 湯浅誠, 2008, 『反貧困: 「すべり台社会」からの脱出』岩波書店。
- 由水瞳, 2020, 「大学生の貧困観についての調査報告」『教育福祉研究』24: 85-96.

(指導教員 仁平典宏准教授)